

収穫調査委託契約書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等)	委託 予定数量 (ha)	委託予定金額	調査場所
収穫調査委託 (岩泉地区) (三陸北部森林管理署)	282.79	※ 委託金額 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙1調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 8 年 月 日 (契約締結の翌日)

至 令和 8 年 11 月 30 日

3. 契約保証金 免除

4. 特約事項 別紙2のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 三陸北部森林管理署長 葛西 貴仁
(以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によつて
委託契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲) (住所) 岩手県宮古市磯鶴石崎4番6号
(氏名) 分任支出負担行為担当官
三陸北部森林管理署長 葛西 貴仁

受託者(乙) (住所)
(氏名)

調査内訳書

森林管理署等	調査場所		予定面積(ha)	予定材積(m³)	伐採種	伐採率(%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
釜津田	国有林	52611	16.97	1,300	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	52612	5.39	396	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
釜津田	国有林	52613	12.61	921	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	52621	19.77	1,476	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
釜津田	国有林	52622	4.49	326	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	52631	5.49	301	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
釜津田	国有林	52632	20.12	1,195	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52631襲用
釜津田	国有林	52921	10.53	792	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	52922	11.05	834	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	52923	8.40	634	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	52924	7.33	568	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	52612襲用
釜津田	国有林	53311	5.41	404	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	53313襲用
釜津田	国有林	53312	1.16	118	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	53313襲用
釜津田	国有林	53313	4.53	354	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
釜津田	国有林	53314	6.15	474	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	53313襲用
釜津田	国有林	53315	6.49	476	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	53313襲用
釜津田	国有林	53316	6.06	450	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	53313襲用
釜津田	国有林	53317	8.63	644	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	53313襲用
釜津田	国有林	54022	3.81	249	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	54024襲用
釜津田	国有林	54023	15.00	1,122	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	54024襲用
釜津田	国有林	54024	8.64	618	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
釜津田	国有林	54025	1.03	88	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
釜津田	国有林	54026	3.30	215	列間(簡標)	35	標準地(襲用)	54024襲用
岩泉	国有林	55814	2.09	127	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	
岩泉	国有林	55815	5.80	361	列間(簡標)	35	標準地(簡標)	

調查內訣書

別紙2

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第11条により対応する。